

水力発電事業懇話会 規約細則

第1条 事務局の設置

事務局は、東京発電株式会社に常設する。

第2条 事務局の職務

事務局は、事務局長を補佐し、定例会、担当者会議および作業会の開催準備、対外活動の窓口業務および会計を担当する。なお、事務局員は若干名とする。

第3条 幹事会社の設置

毎年度会員各社から、事務局と協同して5月の定例会、担当者会議の開催準備を行うための幹事会社を設置する。なお、幹事会社は、以下の順番とする。

- (1) 黒部川電力(株)
- (2) 住友共同電力(株)
- (3) 日本海発電(株)・富山自家発電(株)
- (4) ほくでんエコエナジー(株)
- (5) 東京発電(株)
- (6) 東星興業・荒川水力電気(株)
- (7) 東北水力地熱(株)
- (8) 三峰川電力(株)

第4条 定例会、担当者会議および作業会の開催場所

- (1) 5月の定例会、担当者会議は、幹事会社の関連する地域で開催する。
- (2) 12月の定例会、作業会は、東京で開催する。

第5条 定例会、担当者会議および作業会の記録

事務局は、定例会、担当者会議および作業会の開催後、速やかに会議記録を作成し、出席者の確認後会員各社に送付する。

第6条 会計

(1) 入会費、年会費

- ①会計は、入会金並びに年会費の保管のため、事務局名の口座を開設する
- ②会計は、新たに入会した会員に対し、入会金の請求を行い徴収する
- ③会計は、年度当初に会員に対して年会費の請求を行い徴収する

(2) 定例会、担当者会議および作業会の精算

会計は、定例会および担当者会議開催に要した費用について以下のとおり精算する。

- ①定例会、担当者会議および作業会の開催場所までの往復旅費については、各社負担とする

- ②定例会、担当者会議および作業会に要した会議費用、宿泊費、設備見学費用、その他雑費等の経費に対する各社負担額は、事務局参加員数を除く参加者の員数割とする
 - ③その他定例会、担当者会議および作業会で発生した費用は、参加者員数割で負担する
- (3) 会計は、事業年度終了後、収入と支出について年度会計報告書を取りまとめ、会計監査役の監査を受けるものとする。

第7条 付則

本細則は、平成26年4月1日から施行する。

平成26年 4月 1日制定